

箕輪町イメージキャラクター「もみじちゃん」のデザイン使用に関する要綱を次のように定める。

令和3年10月1日

箕輪町長 白鳥 政徳



箕輪町イメージキャラクター「もみじちゃん」のデザイン使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町長が定める別図の箕輪町イメージキャラクター「もみじちゃん」(商標登録第3058960号)のデザイン(以下「デザイン」という。)を、町民、町内事業者等に箕輪町のPRとして積極的に活用してもらうため、デザインの使用について、必要な事項を定めるものとする。

(使用の範囲)

第2条 デザインは、その使用にあたり次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用することができる。

- (1) 箕輪町(以下「町」という。)及び町民活動の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (2) イメージキャラクターの制定の趣旨に反するおそれがあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反するおそれがあるとき。
- (4) 政治活動及び宗教活動に使用するおそれがあるとき。
- (5) 特定に個人、団体を町が公認、支援しているような誤解を与え、又は売名に利用されるおそれがあるとき。

(6) 自己の商標又は意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用するおそれがあるとき。

(7) 町の事業又は町が認めた関連事業を推進するうえで、支障があると認められるとき。

(8) その他町長が不適当な使用と認めたとき。

(使用承認申請)

第3条 デザインの使用を希望する者(以下「申請者」という。)は、箕輪町イメージキャラクター「もみじちゃん」使用承認申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に必要書類を添えて町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 町及び町教育委員会が業務のために使用するとき。
- (2) 町立の小中学校が教育の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (4) 個人が営利を目的とせずに使用するとき。

(5) その他町長が適当と認めたとき。

(使用承認)

第4条 町長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、使用を承認するときは、申請者に通知するものとする。この場合において、町長は、使用条件を付することができる。

(使用料)

第5条 デザインの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第6条 デザインの使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 使用承認を受けた内容にのみ使用し、町長が付した条件に従うこと。

(2) 町長が定めるデザインを正しく使用し、デザインの改変など、応用使用はしないこと。ただし、デザインの改変については、町と別途協議を行い、承認を得た場合は、この限りでない。

(3) 使用承認を他に譲渡し、又は転貸しないこと。

(4) デザインのイメージを損なう使用をしないこと。

(5) 可能な限り「箕輪町イメージキャラクターもみじちゃん」との表示を付すること。

(6) 前号の規定についてスペース等の関係で表示が難しい場合は、町長が認めた表示方法とすること。

(7) デザインを使用して作成し、又は製造する物件（以下「使用物件」という。）が完成したときは、速やかに当該使用物件を町長に提出すること。ただし、使用物件の提出が困難である場合は、当該使用物件の写真等を提出すること。

(8) 商標登録出願は行わないこと。

(承認内容の変更)

第7条 使用者は、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、箕輪町イメージキャラクター「もみじちゃん」使用変更承認申請書（様式第2号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定により変更の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、変更を承認するときは、申請者に通知するものとする。この場合において、町長は、使用条件を付することができる。

3 使用者は、変更申請の承認後についても、前条の規定を遵守しなければならない。

(使用承認の取消し)

第8条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用承認を取り消すものとし、使用承認を取り消した場合には、承認の取消し理由を付して使用者に書面で通知するものとする。

(1) この要綱に違反していると認められるとき。

(2) 申請に虚偽又は不正があったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が不相当と認めるとき。

2 前項の規定により使用の承認を取り消された者は、当該使用物件をいかなる場合でも使用してはならない。

3 町長は、第1項の規定により使用の承認を取り消したときは、その使用者に対し、当該使用物件の回収を求めることができる。

4 町長は、第3条のただし書の規定により使用承認申請を行わない者が第1項第1号及び第3号に該当すると認めるときは、当該デザインの使用を禁止し、当該使用物件の回収を求めることができる。

(責任の制限)

第9条 町長は、前条の規定によりデザインの使用を取り消した場合、使用者に損害が生じても、その責めを負わない。

2 町長は、使用者がデザインの使用によって本人又は第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第10条 使用者は、承認によって生ずる権利又は義務を第三者に貸与し、譲渡し又は承継させてはならず、承認に基づくデザインの使用权を第三者に対し、承認してはならない。

(争論等の解決)

第11条 デザインの使用に関し、論争又は訴訟が生じたときは、使用者の責任と費用負担において解決するものとする。

(差止請求等)

第12条 町長は、デザインの著作権を侵害し、又は侵害するおそれがある場合において必要と認めるときは、著作権法(昭和45年法律第48号)第112条に規定する差止請求その他必要な措置を講ずることができる。

(損害賠償)

第13条 町長は、使用者のデザイン使用により、町に損害が生じたときは、その損害の賠償を請求することができる。

箕輪町イメージキャラクター「もみじちゃん」使用承認申請書

年 月 日

箕輪町長

住 所

申 請 者 団 体 名 称

代表者署名

（又は記名押印）

次のとおり箕輪町イメージキャラクター「もみじちゃん」の使用を申請します。
 なお、使用に当たっては、箕輪町イメージキャラクター「もみじちゃん」のデザイン使用に関する要綱を遵守します。

使用目的 及び使用方法	
使用物件名	
使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
使用数量	
連絡先	担当者： 電話番号：
	F A X：
	Eメール：
添付資料 （必要に応じて添付）	<p>○使用物件のイメージ原稿（レイアウト、スケッチ等）</p> <p>※使用物件を販売する場合は、次の添付書類も提出すること。</p> <p>1 企画書（商品名、販売価格、販売方法等を明記）</p> <p>2 使用形態及び形状のわかる見本等</p> <p>3 その他参考になるもの</p>

この申請に当たり、以下について誓約します。

- 1 この申請書その他の提出書類の内容は、全て事実と相違ありません。
- 2 その他定めのない事項については、町の指示に従います。

箕輪町イメージキャラクター「もみじちゃん」使用変更承認申請書

		年 月 日
箕輪町長		
住 所		
申請者 団体名称		
代表者署名		
(又は記名押印)		
年 月 日付け 第 号で承認を受けた内容について、次のとおり変更したいので申請します。なお使用に当たっては、箕輪町イメージキャラクター「もみじちゃん」のデザイン使用に関する要綱を遵守します。		
	変更前	変更後
使用目的及び使用方法		
使用物件名		
使用期間	年 月 日～ 年 月 日	年 月 日～ 年 月 日
使用数量		
変更理由		
添付資料 (必要に応じて添付)	変更が確認できる書類等	

この申請に当たり、以下について誓約します。

- 1 この申請書その他の提出書類の内容は、全て事実と相違ありません。
- 2 その他定めのない事項については、町の指示に従います。

別図（第1条関係）

